

ワクチン接種対象となる方にお声かけください 65歳以上の方を対象に実施している定期接種※ 公費(一部自己負担)で受けられる期間は決まっています

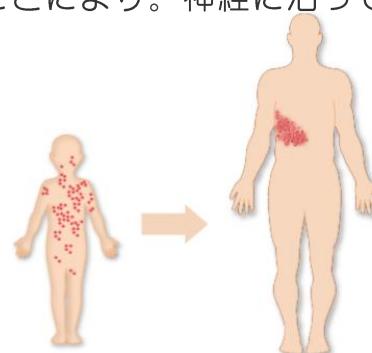
※定期接種とは、法律に基づき市町村が実施主体となって実施する予防接種

○帯状疱疹ワクチン

帯状疱疹は、痛みを伴う皮膚の病気です。

帯状疱疹は、水痘帯状疱疹ウイルスが再活性化することにより。神経に沿って、痛みを伴う水泡（水ぶくれ）が現れる皮膚の病気です。

水ぼうそうが治った後も、ウイルスは背骨に近い神経に症状を出さない状態で潜んでおり、加齢や疲労、ストレスなどによって免疫機能が低下するとウイルスが再び目覚め、帯状疱疹として発症



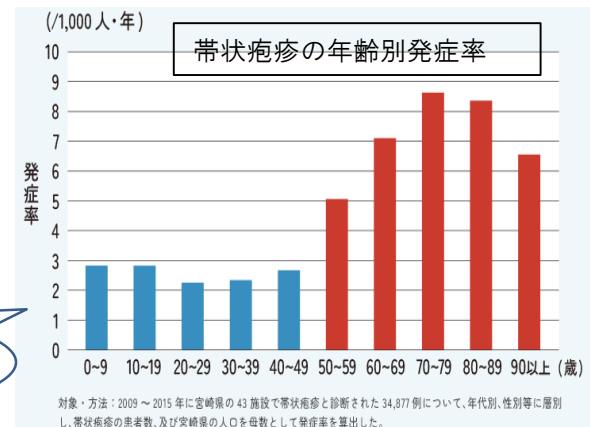
■定期接種の対象となる方

①年度内に65歳を迎える方（年度内3月31日まで）

②60～64歳：ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方
(注1) 令和7年度から5年間の経過措置として、その年度に70、75、80、85、90、95、100歳になる方も対象となります。

(注2) 令和7年度に限り、100歳以上の方は全員対象となります。

80歳までに約3人に1人が
帯状疱疹になるといわれています

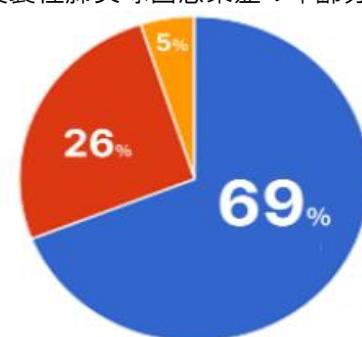


○高齢者肺炎球菌のワクチン

肺炎は日本の死亡原因の第5位であり、成人の肺炎の約2～3割は肺炎球菌という細菌により引き起こされるとの報告があります。

15歳以上における

侵襲性肺炎球菌感染症の年齢分布



■定期接種の対象となる方

(①、②、③を通して生涯で1回のみ)

①65歳の方：定期接種の機会は65歳の1年間（66歳の誕生日の前日まで）

②60～64歳：心臓や腎臓、呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活を極度に制限される方

③60～64歳：ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方

*ワクチンを接種する方法と費用

定期接種はお住いの（住民票のある）市町村（特別区を含む）で実施。

ワクチンを接種できる医療機関や費用、申し込み方法などについては、お住いの市町村にお問い合わせください。

厚労省 高齢者 予防接種

検索

